

答申第17号

平成21年7月22日

弘前市代表監査委員 山形 一郎 殿

弘前市情報公開・個人情報保護審査会
会長 中 林 裕 雄

弘前市情報公開条例第17条第1項の規定による諮問についての答申

平成18年2月8日付、弘監発第2号による下記諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成16年6月、7月分弘前市監査委員会議事録の開示請求に対して、弘前市情報公開条例第10条第7号（現行条例第7条第6号）により、不開示決定したことに対する異議申立てについて。

別紙

答 申

第 1 当審査会の結論

弘前市代表監査委員（以下「実施機関」という。）が、平成 17 年 10 月 7 日付指令第 2 号をもってなした、公文書の一部を不開示とした決定のうち、不開示とした部分は取消し、不開示部分を開示すべきである。

第 2 異議申立ての趣旨及び本件の概要

本件は、異議申立人が弘前市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し下記公文書の開示を請求したのに対し、実施機関がそのうち①及び②の公文書は開示したものの③の会議録については不開示の決定をしたことについて、その取消しを求めるものである。

記

公文書の表示

平成 16 年 6 月、7 月の

- ① 旅行命令書
- ② 復命書
- ③ 会議録

第 3 当審査会の判断

- 1 実施機関は、本件会議録（実施機関の説明によれば備忘録として監査委員の会議の場である協議会の記録を調製したもの）が条例第 10 条第 7 号（現行条例第 7 条第 6 号）に該当すると主張する。

そして、当該公文書が開示された場合、事務または事業の適正な遂行に著しく支障を生じるとして、その理由を以下のように説明している。

記

- (1) 監査委員の協議がいつ、どの案件を、どの程度の時間をかけて行われたか明らかになり、当該協議の方法について、第三者の批判の攻撃の対象となるおそれがあり、将来の協議において、本来

監査委員の合理的裁量により決定されるべき協議方法の固定化を招いたり、批判の対象となるおそれが当然に予想され、弊害は著しい。

(2) 協議の議題、内容、経過、結果等が開示されると、前述した弊害に加え、監査委員の自由な意見交換が萎縮されるおそれがあり、弊害は極めて著しい。

(3) 一部でも開示した場合、会議録に記載した項目の範囲や記載量が推測され、例えば、出席者の状況・案件・会議に要した時間・会議経過の記録の有無及び会議録の記録量などが推測され、当該会議に対する第三者の監視、批判の対象となり、本来監査委員の自由裁量のもとに調整され、監査事務及び将来の同種の監査事務を行う際著しい支障を来すおそれがある。

また、公開された結果にとらわれて、今後の会議録の調製方法が一律化、硬直化するなど監査委員の裁量権の行使が制約される事態を生じることとも予想され、弊害は著しい。

2 しかしながら、条例は、第1条で「市民の公文書の開示を請求する権利を保障し」、第3条で条例の基本理念である「原則開示」の精神に則り条例全体が解釈及び運用されなければならないことをうたっており、第10条（現第7条）は、この原則開示に対する例外規定である。

それ故、条例第1条及び第3条の規定の趣旨からして、第10条（現第7条）は、厳格かつ限定的に解釈、運用されるべきである。

従って、条例第10条第7号（現第7条第6号）を適用するにあたっては、その規定に列挙された「当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について、原則開示の趣旨から不開示とする実施機関側において、単に抽象的にではなく、具体的に主張、立証すべきものと解する。

3 しかるに実施機関の掲げる上記理由は、要するに、公開によって監査委員が批判の対象となるおそれが予想され、監査委員の自由な意見交換が萎縮し、監査委員の自由裁量のもとになされるべき監査事務を行う際に著しい支障をきたし、裁量権の行使が制約されるというものであって、これは批判の対象となることをおそれているに過ぎず、誠に抽象的で、例外をなす不開示とする弊害についての合理的・具体的な説明はなされていない。

しかし、如何なる機関であれ、それが市政の一翼を担うものであるかぎり市民の監視、批判を受けることは当然なことであり、市民から超越した、市民とは無縁の存在ではあり得ない。

従って、実施機関としては、不開示との判断にあたっては、どの点にどのようなおそれ、弊害があるのか、その理由を明らかにする必要、責任がある。

- 4 そこで、当審査会の任務である本決定の是非を審査するにあたって、本件公文書のどこに不開示とすべき合理的な理由があるのか否かを審議検討する必要がある。

ところが残念なことに、実施機関は、当審査会の審査の対象となる公文書の提示の求めに対して、一切応じようとはせず、自らを特権的な、不可侵の存在であるかの如き非協力的態度に終始している。

実施機関は、当審査会の求めに応じない理由として守秘義務を持ち出しているが、守秘義務は、職務上知り得た秘密をみだりに外部に公表してはいけないということであって、条例に基づいて審査権を与えられた当審査会が、その職務を果たすに当たって、問題となっている公文書の内容を検討するのは判断の基礎をなすものであって、その公文書を閲覧してこそ、実施機関の主張する弊害の存否も判断され得るところであり、守秘義務と抵触するものでない。

従って、かかる対応をとっている以上、不開示にすべき例外の事情の主張、立証責任を放棄したものであり、その不利益は実施機関側が負うべきが相当である。

- 5 よって、実施機関がなした不開示の決定は、不開示とする理由が認められず、不当であり、取消されるべきである。

第 4 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 2 月 8 日	・ 実施機関から諮問書を受理した。
平成18年 3 月17日	・ 審査を行った。(第一回)
平成18年 4 月19日	・ 審査を行った。(第二回) ・ 実施機関から理由説明書を受理した。
平成18年 5 月30日	・ 審査を行った。(第三回) ・ 実施機関の理由説明聴取
平成18年 6 月20日	・ 審査を行った。(第四回)
平成18年 8 月 1 日	・ 審査を行った。(第五回)
平成18年10月13日	・ 審査を行った。(第六回)
平成18年11月13日	・ 審査を行った。(第七回) ・ 実施機関の理由説明聴取
平成19年 1 月11日	・ 審査を行った。(第八回)
平成21年 4 月13日	・ 審査を行った。(第九回)
平成21年 6 月 8 日	・ 審査を行った。(第十回)